

## 1. 件名

三菱原子燃料（株）における安全性向上評価に関する面談

## 2. 日時

令和6年2月7日（水） 13時30分～15時40分

## 3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

## 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

猪俣安全管理調査官、古作企画調査官、大橋上席安全審査官、  
中野上席安全審査官、大岡主任安全審査官、野村主任安全審査官、  
藤原主任安全審査官、内海安全審査官、小野安全審査官、武田安全審査官、  
鈴木安全審査専門職、山口係員、横山原子力規制専門員

三菱原子燃料株式会社

安全品質保証部 部長 他5名

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

環境安全部 担当課長 他1名

原子燃料工業株式会社

東海事業所 環境安全部長

熊取事業所 環境安全部 グループ長 他2名

日本原燃株式会社

濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮保全部 施設計画課長 他1名

## 5. 要旨

○三菱原子燃料株式会社（以下「三菱原子燃料」という。）から、本年2月に予定している安全性向上評価の届出に関して、昨年から継続的に実施している安全性向上評価に係る面談でのコメントに対する対応状況について、配布資料に基づき説明があった。

なお、他のウラン加工事業者も含めて安全性向上評価に係る取組の情報共有を行った。

○原子力規制庁から、主に以下のとおり伝えた。

- ・第1回目の安全性向上評価の評価期間の起算日の考え方としては、平成25年の法改正において加工施設の定期的な評価（以下「定期評価」という。）から安全性向上評価の制度に移行した経緯を踏まえれば、直近の定期評価の評価対象期間の終了時点が起算日であると解釈するのが妥当である。

- ・前回までの面談でも同様の旨を指摘しているが、届出書における既認可設工認の仕様表の添付方法については、本来であれば詳細設計の説明として必要な箇所を抜粋すべきところだが、第1回目の届出では、不要な記載を特定できるよう措置した上であれば、一部不要な記載を残した状態で添付しても問題ない。

○三菱原子燃料から、承知した旨の回答があった。

## 6. 配布資料

資料1：MSR-23-038 安全性向上評価のコメント反映状況について

(参考)

- ・令和5年3月29日改定 原子力規制委員会  
「加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイド」  
<https://www.nra.go.jp/data/000425243.pdf>

以上